

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第20号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年2月4日 18時45分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市相浦港南西方沖 牛ヶ首灯台から真方位113°3,200m付近 (概位 北緯33°09.0′ 東経129°36.8′)	
事故等調査の経過	平成21年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 船種船名、総トン数</p> <p>A 貨物船 ^{だいしん}大伸丸、424トン 130443、有限会社大伸海運</p> <p>B 漁船 ^{きょうえい}京栄丸、14トン NS2-13237（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、五級海技士（航海） A 一等航海士A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A なし B 左舷側外板破口及びき裂</p>	
事故等の経過	A船は、船長A、一等航海士Aほか2人が乗り組み、約10ノットの速力で相浦港南西方沖を手動操舵により東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、まき網漁業の網船の裏こぎ作業に従事中、平成21年2月4日18時45分ごろ、A船船首とB船左舷側が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海面 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、適切な見張りを行わなかったため、B船に気付かず、網船を避けようとしてB船に向けて変針したものと考えられる。 B船は、A船が網船の南側を通過するものと判断し、漁ろう作業に専念していた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、相浦港南西方沖において、A船が東進中、B船が網船とともにまき網漁業に従事中、A船が網船を避けようとしてB船に気付かずB船に向けて変針し、また、B船が漁ろう作業に専念していたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	